

# 大分県報

令和元年  
号外（四）  
五月二十二日

（水曜日）

## 目次

### 条 例

大分県税条例の一部改正.....

### ○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県条例第一号

#### 大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同項第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

第四十五条第一項第三号中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

附則第七条中「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十七条の二第二項第一号」を「第三十七条の二第二項第一号」に改める。

附則第七条の二の二中「第二十五条の三第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第二十五条の三第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項で定めるところにより計算した金

令和元年五月二十二日

額に相当する部分を除く。）と、「に規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「に規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、同条第二項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和元年六月一日から施行する。ただし、第四十五条第一項第三号の改正規定は、令和元年七月一日から施行する。

##### （個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）第二十五条の三第一項及び第二項並びに附則第七条、第七条の二の二及び第七条の二の三第一項の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十五条の三第一項及び第二項並びに附則第七条、第七条の二の二及び第七条の二の三第一項の規定の適用については、令和二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条の三第一項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）を支出し、これらの寄附金
第二十五条の三第二項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）の額
附則第七条	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第二十五条の三第一項第一号に掲げる寄附金（令

大分県報号外（条例）

<p>附則第七条の二の二</p>	<p>に規定する特例控除対象寄附金」</p>	<p>和元年六月一日前に支出したものに限り、)の額</p>
<p>に規定する特例控除対象寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金</p>	<p>支出したものに限り、) (租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金</p>	<p>と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする</p>
<p>附則第七条の二の三 第一項</p>	<p>特例控除対象寄附金</p>	<p>特例控除対象寄附金又は第二十五条の三第一項第一号に掲げる寄附金(令和元年六月一日前に支出したものに限り、)</p>
<p>送付</p>	<p>送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第二十条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付</p>	<p>送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第二十条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付</p>